

さくら市公告第 24 号

条件付き一般競争入札公告(市有地売却)

市有地の売却について、一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 1 日

さくら市長 中村 卓資

1 一般競争入札物件

物件	所在地	地目	用途地域	実測面積(m ²)	最低売却価格 (円)
1	さくら市喜連川字金沢 735 番地 5	宅地	第 1 種住居地域	564. 70	6, 610, 000

※ 詳細は物件調書を参照。

2 一般競争入札に参加できる資格要件

- (1) 日本国内に在住する個人及び法人。
- (2) 2人以上の共有名義で参加を可能とする。
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当する者
 - ② 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ・契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ・競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ・落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ・以上のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 売払物件の使用用途が不適格と認められる者
 - ④ 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市町村税の滞納がある者
 - ⑤ 公有財産に関する事務に従事する本市職員
 - ⑥ 入札参加申請書を指定した期日までに提出していない者
 - ⑦ 入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供しようとする者
 - ⑧ 入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に供しようとする者

3 一般競争入札参加申請

(1) 申請期間及び時間

- ① 申請期間 令和8年6月8日(月)から令和8年6月30日(火)まで(市の定める休日を除く)
- ② 時間 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

〒329-1311 さくら市氏家2771番地

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係

(3) 申請方法

一般競争入札参加申請及びその他必要書類を、必ず持参で提出してください。郵送、電子メール及びFAXでの申込みは一切受けません。

(4) 必要書類及び部数

① 条件付き一般競争入札参加申請書(様式第1号) 原本1部

② 代表者選任届(様式第2号)(連名(共同名義)のみ) 原本1部

※ 連名(共有)による申請の場合にのみ必要となります。

③ 印鑑登録証明書 原本1部

④ 法人 : 法人登記簿謄本または登記事項全部証明書 原本1部

個人 : 身分証明書または住民票 原本1部

⑤ 入札参加者の住所地又は法人の所在地における完納証明書 原本1部

※ ③、④、⑤は参加申請書提出日前3カ月以内に発行されたものに限りです。

※ 連名(共有名義)による申請の場合には③、④、⑤が申請者全員分必要提出してください。

(5) 申込みにあたっての留意事項

① 一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却いたしません。

② 必要書類に不備あった場合、不認定となる場合があります。

(6) 条件付き一般競争入札参加資格の審査及び認定

① 申請内容を審査し、審査結果を、「一般競争入札参加資格認定書」にて通知いたします。

② 審査の結果、参加資格を不認定となった場合は、当該入札に参加することが出来ません。

- ③ 入札参加資格を認定した後、2 一般競争入札に参加できる資格要件の(3)に該当した場合、及び提出された入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合も当該入札に参加することが出来ません。

4 入札および開札

(1)日時 令和8年7月13日(月)

入札受付時間：午前10時00分から午前10時20分

入札開始時間：午前10時30分

(2)場所 さくら市氏家2771番地 さくら市役所第2庁舎2階 第1会議室

*必ず入札受付時間内に受付をしてください。時間内に受付がない場合、入札に参加できません。

*入札開始時間には入札会場を閉鎖します。それ以降の入場は認めません。

(3)入札当日お持ちいただくもの

- ① 一般競争入札参加資格認定書(様式第5号)
- ② 入札書(様式第3号)及び封筒(任意様式)
- ③ 入札保証金領収証書
- ④ 委任状(代理人による入札の場合)(様式第4号)
- ⑤ 入札参加者の印鑑
 - ・ 個人の場合は「実印」
 - ・ 法人の場合には「代表者印」、
 - ・ 代理人による場合は、委任状の「代理人」欄に押印した印鑑

(4)入札にあたっての留意事項

- ① 必ず入札書(様式第3号)を使用してください。
- ② 入札金額は、入札書(様式第3号)に右詰めで算用数字をペン又はボールペン(消えるボールペン不可)で記入し、金額の頭部に「¥」又は「金」を記入して下さい。

- ③ 入札書の押印は、参加申請書の印鑑(実印)を使用してください。入札を代理人に行わせる場合は、代理人が入札書に押印(委任状の代理人欄に押印されている印鑑)してください。
- ④ 落札者の契約金額は、入札書(様式第3号)に記載した金額となります。
- ⑤ 提出された入札書は、理由の如何に関わらず、提出した入札書の書き替え、引換え又は撤回を行うことはできません。
- ⑥ 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- ⑦ 代理人による場合は、委任状(様式第4号)を提出してください。
- ⑧ 共有で入札参加申請をされた方は、入札代表者が参加ください。なお、代理人が入札に参加する場合は、委任状(様式第4号)を提出してください。
- ⑨ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札が公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。
- ⑩ 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期または中止することがあります。
- ⑪ 入札に係る一切の費用は申請者の負担とします。

(5) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 参加資格のない者または参加資格を喪失した者のした入札
- ② 委任状を提出せずに代理人のした入札
- ③ 入札書(様式第3号)以外の入札書で入札をした者の入札
- ④ 同一人が2以上したときの入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- ⑥ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑦ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑧ 期限までに、入札保証金を納付していない者のした入札

- ⑨ 郵送による入札
- ⑩ 入札に際し不正のあった者のした入札
- ⑪ その他本公告及び関係法令等に違反した者のした入札

5 入札保証金

- (1) 入札参加申請者は、本市が指定する入札保証金額(下記金額)を本市の発行する納入通知書により、
令和8年7月9日(木)までに納付してください。納入通知書は一般競争入札参加資格認定書と共
にお渡しいたします。

物件番号	所在地	入札保証金
1	さくら市喜連川字金沢 735 番地 5	330,500

期限までに、入札保証金の納付がない場合は、入札に参加出来ません。

(2) 入札保証金の還付

- ① 落札者の当該物件に係る入札保証金は、契約保証金に充当します。
- ② 落札者以外の方の当該物件に係る入札保証金は、入札終了後、口座振り込みにて、返還いたします。なお、利息は付しません。口座振込の手続きには、2週間程度かかります。
- ③ 入札を辞退した場合は、当該物件に係る入札保証金を還付いたします。
- ④ 落札者が指定の日までに契約を締結しないとき、または申込資格がないことが落札後に判明した場合は、落札はその効力を失い、納付した当該物件に係る入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定によりさくら市に帰属することになり返還いたしません。
- ⑤ 天災その他やむを得ない理由があること、公正な入札が行われないと認められるとき等入札が取り消されたときは、入札保証金を還付いたします。

6 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (2) 本市が定める最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。
- (3) 落札者となる同価格の入札者が2人以上の場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、同一価格の入札者は必ずくじを引かなければならず、くじを辞退することはできません。
- (4) 落札金額については、さくら市ホームページ上で公開いたします。内容は、入札参加者数、落札者名および落札価格とします。

7 契約の締結

- (1) 落札者には、入札終了後、契約書などの必要書類をお渡します。
- (2) 落札者となった人が契約を締結されない場合には、落札者としての資格を取り消します。
- (3) 契約の締結は、**落札者決定の日から7日以内**に行います。(閉庁日は除く)
- (4) 落札者が落札決定日から7日以内に売買契約の締結をしない場合には、当該入札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。
- (5) 契約に要する費用(印紙等)、所有権移転に要する費用(登録免許税等)は落札者の負担になります。
- (6) 落札者名義で売買契約を締結することになります。また、共有名義で参加した場合には共有者全員の名義での締結となります。

8 契約保証金

落札者は、売買契約の締結日の前日までに、契約金額の100分の10以上の額から契約保証金に充当する入札保証金を控除した額を、市の発行する納入通知書により納付してください。なお、当該物件の入札に係る契約保証金は、売買代金に充当します。

9 売買代金の支払い

- (1) 契約者には売買代金から当該代金に充当する契約保証金を控除した額を市の発行する納入通知書により、契約締結日から45日以内に一括納付していただきます。
- (2) 契約者が契約締結日から45日以内に代金を完納しない場合において、市が完納することを不能と認めるときは契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

10 契約に付する条件

- (1) 物件の用途は高さ 15m 以下の専用住宅といたします。ただし、緑地、広場等の居住機能に付随するものも併せて整備できることといたします。
- (2) 今回の物件は、当該土地の全ての工作物、樹木等を含むものとし、契約後の物件引渡しについても、現況で行います。
- (3) 今回の物件は、地質調査等を行っておりません。従いまして契約後に地盤に関する問題等が発生した場合も市は一切責任を負いませんのでご注意ください。
- (4) 契約に必要な全ての費用は、落札者の負担になります。
- (5) 公序良俗に反する使用の禁止
 - ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
 - ② 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
 - ③ ②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。
 - ④ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合においても、①の使用の禁止をまぬがれるものではない。

- ⑤ ④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①④の内容を遵守させなければならないこと。

(6) 風俗営業等の禁止

- ① 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用してはならないこと。
- ② 契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間について①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③ 契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合においても、①の使用の禁止をまぬがれるものではない。

(7) 実地調査等

(5)、(6)についての条件の履行状況を確認するため、さくら市が必要と認めるときは、実地調査等を行いますが、買主には協力していただくこととなります。

(8) 違約金

(5)、(6)の特約に違反したときは、売買代金の1割を違約金としてさくら市に支払っていただきます。

(9) 売買特約

(5)、(6)の特約に違反したときは、(8)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から5年間とします。

(10) 契約費用

売買契約書締結の際に課税される印紙税は買主の負担になります。

(11) 契約の解除

①買主が売買契約に違反したとき、さくら市は契約を解除することができます。

②この場合、買主はさくら市が指定する期間内に自己の費用で売払物件を原状回復してさくら市に引き渡さなければなりません。

③契約が解除された場合は、契約保証金は返還しません。

(12) 所有権の移転

①売払物件の所有権は、売買代金が完納した後に移転します。

②土地は、現状のままで、引き渡します。

③所有権移転登記は、売買代金完納後、さくら市が行います。

④登記に係る手数料の負担はありませんが、登録免許税などの所有権移転登記に必要な費用は買主の負担になります。

(13) 所有権移転登記に必要な書類

①売買代金の領収書(売買代金の完納確認のため。)

②住民票(法人の場合は、登記事項全部証明書又は資格証明書)

③登録免許税の領収証書(登記申請時に添付するため。)

(14) 公租公課

所有権移転後における売払物件に賦課される公租公課で、買主を義務者として課されるものについては、買主の負担になります。

11 質問及び回答

(1) 公平性を必要とする入札公告や売払物件に関するもの

入札公告や売払い物品に関して質問がある場合は**令和8年6月22日(月)午後5時**までに事務局あて文書にて提出してください。提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかをお願いします。

なお、公平性を保つため、電話又は窓口等による口頭での問合せについては一切受け付けません。

質問に対する回答は、**令和8年6月24日(水)**までに市ホームページへの掲載によ一括して行う予定です。

(2) その他一般的なもの

公平性を必要とする入札公告や売払物件に関するものを除く一般的な質問については、一般競争入札参加申込書の提出期限までの間に随時受付を行い、必要に応じてその内容を市ホームページに掲載します。

(3) 閲覧資料等

本公告日から令和8年6月30日(火)まで、財政課窓口にて関係書類を閲覧できます。なお、現地説明会は開催いたしませんので、入札参加希望者各自で現地を確認ください。

一般競争入札に参加される方は、この要領に記載された事項について熟知しておいてください。
また、建物を建築する際は、建築基準法又は市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

さくら市役所 総合政策部財政課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL : 028-681-1122 FAX : 028-682-0360

E-mail : zaisei@city.tochigi-sakura.lg.jp